

映像広告を掲出する場合の運用計画の提出について

映像広告について都市景観協議申出書を提出する場合は、通常の添付資料に加え、映像広告の概要や配慮事項等を記載した運用計画の提出が必要となります。

運用計画については、以下の項目について記載をしてください。

＜運用計画の項目＞

1 映像装置を利用する広告物の設置目的				
2 映像装置を利用する広告物の概要・配慮事項				
(1) 運用計画の作成者	(2) 設置場所	(3) 掲出・表示期間		
(4) コンテンツ	(5) 運用体制			

＜各項目の内容＞

1 映像装置を利用する広告物の設置目的

設置される目的やその効果について記載してください。

2 映像装置を利用する広告物の概要・配慮事項

概要や配慮事項として次の項目を記載してください。

(1) 運用計画の作成者

作成者は映像広告の設置者（管理運用する者）としてください。

(2) 設置場所

設置階数、建物（店舗）の外側か内側かなど、具体的な場所を記載してください。

(3) 掲出・表示期間

設置期間と放映時間を記載してください。店舗運営がある場合は、店舗の営業時間も併記してください。

(4) コンテンツ

放映内容（概要）、放映コンテンツ例、コンテンツへの配慮事項等を記載してください。

(5) 運用体制

設置者の他に、建物所有者や施設管理者と連携して運用を行う場合は、関係図等を作成してください。建物所有者や施設管理者が自ら設置し、運用する場合はその旨を記載してください。

※運用計画の作成にあたっては、「みなとみらい21街づくり基本協定」に掲載されている「映像装置を利用する広告物に関する運用規準」もあわせてご確認ください。

◆横浜みなとみらい21「みなとみらい21街づくり基本協定」ホームページ

<https://ymm21.jp/area-management/dev/basic-agreement/>